平成２２年（フ）第２９号
函館市本町13番９号
債務者　佐藤　　将
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
北海道北斗市本町407番地の86
債務者　藤枝　和久
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
北海道北斗市本町407番地の86
債務者　藤枝登美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６２号
函館市万代町22番45号
債務者　小泉　秀樹
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６３号
函館市上野町34番６号
債務者　西村　淳司
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６６号
函館市昭和２丁目44番９号
債務者　末武　美子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
函館市本町31番32号
債務者　水島　信次
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
函館市千代台町１番３号
債務者　高瀬　美枝
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
岩手県気仙郡住田町上有住字八日町144番地
債務者　紺野　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３号
宮城県石巻市須江字しらさぎ台２丁目４番地５
債務者　和泉惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
宮城県石巻市松並２丁目４番地１ふじコーポＤ棟103号
債務者　岩田　祐子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
三重県志摩市志摩町片田2940番地、住民票上の住所三重県志摩市志摩町布施田147番地
債務者　田畑　**德**衛
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道旭川市豊岡14条９丁目３番12号　アロ・デ・アマンＤ号室
債務者　福田　　静
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１号
北海道旭川市春光５条９丁目14番３号
債務者　板橋　広行
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９号
北海道旭川市豊岡15条４丁目４番２号　エステイツ豊岡154．102号室
債務者　佐々木ちよ子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３号
北海道旭川市東光14条５丁目５番３号
債務者　熊谷　まり
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８号
北海道旭川市曙３条７丁目２番12号306
債務者　鈴木　一史
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部